

第二十九号

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の制定について

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例を次のように定める。

平成二十七年十月十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定に基づき、地域再生法（平成十七年法律第二十四号。以下「法」という。）第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域内において、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号）第二条第一号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対する県税の不均一課税について必要な事項を定めるものとする。

(事業税の税率の軽減等)

第二条 法第五条第十九項（法第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により県内の区域に係る法第五条第一項の地域再生計画（同条第四項第四号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から平成三十年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第二項の規定に基づき、知事から同条第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該特定業務施設整備計画に従つて特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の三年又は三事業年度の所得又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率は、徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号。以下「県税条例」という。）第二十條の十七及び第二十條の十九の三並びに附則第十八項及び第十九項

の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た率とする。

- 一 第一年又は第一事業年度 二分の一
- 二 第二年又は第二事業年度 四分の三
- 三 第三年又は第三事業年度 八分の七

2 前項の特別償却設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。

一 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額

$$\frac{\text{県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額}}{\text{当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額}} \times \frac{\text{当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額}}{\text{当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額}}$$

二 鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額

$$\frac{\text{県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額}}{\text{当該軌道を新設し、又は増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数}} \times \frac{\text{当該新設し、又は増設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数}}{\text{当該軌道を新設し、又は増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数}}$$

三 前二号以外の業種に係る所得又は収入金額

$$\frac{\text{県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額}}{\text{当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事業所の従業員の数}} \times \frac{\text{当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業員の数}}{\text{当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事業所の従業員の数}}$$

3 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業員の数算定については、地方税法第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第九項及び第十項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及び所得算定の例による。

4 第一項の規定の適用を受けようとする者は、地方税法第七十二条の二十五若しくは第七十二条の二十八又は第七十二条の五十五の規定による申告をする際、次に掲げる事項を記載した申請書を併せて知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の主たる事務所又は事業所の所在地及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- 二 特別償却設備の種類及び取得価額、当該特別償却設備を新設し、又は増設した年月日並びに当該特別償却設備を事業の用に供した年月日
- 三 その他知事が必要と認める事項
（不動産取得税の税率の軽減等）

第三条 公示日から平成三十年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、知事から特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に

規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該特定業務施設整備計画に従つて特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第二十條の二十五及び附則第十七項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ十分の一を乗じて得た率とする。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、県税条例第二十條の二十七第一項の規定による申告をする際、次に掲げる事項を記載した申請書を併せて知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の主たる事務所又は事業所の所在地及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- 二 特別償却設備の種類及び取得価額並びに当該特別償却設備を新設し、又は増設した年月日
- 三 土地の所在、地番、地目、地積及び取得年月日並びに特別償却設備である家屋の着工予定年月日
- 四 特別償却設備である家屋の所在、用途、構造、床面積及び取得年月日
- 五 その他知事が必要と認める事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を推進するため、地方活力向上地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する県税の不均一課税について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。